

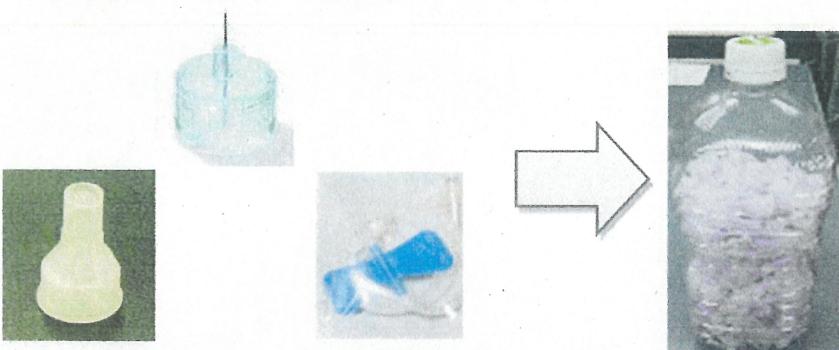
# 在宅医療で使用した針等の処分

綾町から  
のお願い

在宅医療で使用した器具類は、針とそれ以外の部分でごみの出し方が異なります。  
注射針等は、作業員の針刺し事故につながるため、処分方法は以下のとおりお願いします。

## 注射針など鋭利なもの

注射針等の針の付いているものはすべて、町のごみ収集には出せません。  
処分する時は、中が見えるプラスチック製の容器に入れフタをしめ、処方された  
医療機関・薬局へ返却してください。



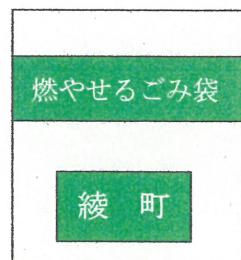
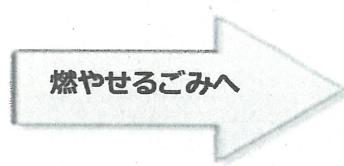
処方された医療機  
関・薬局へ返却

町のごみ収集

## 針などの鋭利な箇所がないもの（金属製のものを除く）

プラマーク が付いているものであっても、「燃やせるごみ」で出してください。

※資源物分別作業中、作業員が感染症に感染する危険性があるため、「燃やせるごみ」以外では出さないでください。



※処分方法について、医療機関・薬局から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

### ●お問い合わせ先

綾町役場

0985-77-1111(代表)

町民生活課

0985-77-3465(直通)

協力：公益社団法人 宮崎市郡医師会

一般社団法人 宮崎市郡薬剤師会